

裁 決 書

審査請求人

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

北九州市小倉北区大手町1番1号

処 分 庁 北九州市小倉北福祉事務所長

上記審査請求人（以下「審査請求人」という。）から令和4年10月18日付けで提起のあった上記処分庁（以下「処分庁」という。）による生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第63条の規定に基づく保護費返還決定処分（以下「本件処分」という。）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決します。

主 文

本件処分を取り消します。

事案の概要

本件審査請求は、処分庁が、令和3年4月21日付けで、法第63条に基づき、審査請求人の就労収入の申告の遅れを理由として、審査請求人に対し支弁した保護金品に相当する金額の返還を求める本件処分を行ったところ、審査請求人がこれを不服として、本件処分の取消しを求めるものです。

審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

本件審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるというもので、審査請求人は、その理由として次のとおり主張しています。

- (1) 審査請求人が受領した本件で問題となっている144,448円は、2019年12月14日から2020年1月6日に筑後文芸館で発表した美術作品について主催者から支払われた発表に必要な経費380,000円の一部である。

鑑賞者にパフォーマンスに集中して作品を体験してもらう為、会場の状態や演者とし

ての審査請求人の見栄えには特に気を使っている。

審査請求人自身の外見についても同様に、作品に集中してもらう為、衣装や髪型、体型からメイクに至るまで、細部に渡って細かく調整している。舞台や映画の演者が私服を着てノーメイクで出演する事が無いのと同じ事で、作品を最上の状態で提示する為にはこれらはどれ一つとしておろそかには出来ない。このようにして使用する衣装や化粧・美容費・音響機器のレンタル代・アシスタントの日当などに係る費用は、これまで出品してきた国内外の様々な展覧会に於いて、衣装や美容に関わる経費は作品の必要経費として常に認められている。

今回の展覧会（以下「本件展覧会」という。）の主催であるアートファーム2019も、事業のバックアップをしている文化庁も、審査請求人の美術作品展示に必要な経費として認めている。

今回購入した化粧品等の美容用品は、パフォーマンスの為にだけに使用するものであり、特殊メイクの意味合いが強いもので、日常生活で使用するものではなく、会場の、日常よりも強い照明下での使用を前提に購入しているので、そもそも日常での使用には向いていない。

今回購入した物品は日常での私的利用の為では決して無く、アートファーム2019から受けた仕事、審査請求人の作品を適切な形で発表する為に必要な物品であり、日常生活で使ったものでもないことを理解してほしい。

- (2) 領収書にある美容室はパフォーマンスを理解している美容師であり、常にパフォーマンスの形式美を考えてくれている。

また、この黒髪ストレートは審査請求人のパフォーマンスの代名詞の一つでもあり、特に海外では好評で、取材陣や来場者にこだわりを聞かれ、賞賛の声をいただく。以上のことから美容室に行くのはこのパフォーマンスのためだけであり、普段の生活で美容室に行くことはない。あくまで展覧会のパフォーマンスのユニフォームと同等であり必要不可欠なものである。作家としてイメージを保つことも仕事の一環であると考え。

- (3) 次に本件審査請求に係る処分があったことを知った年月日が令和4年8月29日であることの経過と理由を説明する。

ア 2021年7月29日に、法第63条の決定通知書（以下「本件処分通知書」という。）を渡されたが、備考欄は読んでいない。電話連絡もなく突然訪問されて本件処分通知書を突き出された為にパニック状態に陥り、本件処分通知書を精読するような精神的余裕はなかった上、ケースワーカーから口頭で、備考欄に書かれているようなことの説明もなかった。さらにその時、なぜ化粧品代が経費と認められないのか説明を求めたところ、「領収書」を精査すると言われ、審査請求人の主張を検討とのことであり、生活保護課からの回答を待っていた。

イ それが、1年間何らの連絡もなく、審査請求人の主張を認めてくれたのかなと思いながら過ごしていた。2022年8月29日に、突然、同日付けで「必要経費として認められるもの、認められないものを仕分けして送付しております。返還金額は14



4,448円です。」と記載された文書（以下「令和4年8月29日付け文書」という。）と領収書などを送り返してきた。当該文書により、必要経費として認められるもの、認められないものの検討をして仕分けしていたものだと判り、初めて必要経費として認められないものが何であるのかが分かった。

以上の経過から、審査請求人に対する費用徴収決定通知は、2022年8月29日である。

- (4) 以上上記(1)(2)の理由により、返還請求されている144,448円については、全て主催の芸術イベント参加における必要経費であることは明らかである。
- (5) 審査請求人に対する本件処分通知書の審査請求人に対する通知手続は、上記(3)記載のように、2022年8月29日までは、「検討中である」あるいは「領収書を精査する」と言っており、審査請求人の疑問をさらに検討するとのことであり、本件処分通知書の審査請求人に対する通知手続は保護課においてさらに検討されるものであつて、処分庁の決定は令和4年（2022年）8月29日まで不確定であり、その日の令和4年8月29日付け文書の到達日をもって、正式の決定があつた日であるとともに、審査請求人が決定を知った日でもある。
- (6) 審査請求人は、2020年4月にケースワーカーから化粧品代は必要経費とは認められないと言われたときから、その根拠を文書で回答するように求めていた。にもかかわらず、2021年7月29日においても、本件処分通知書を審査請求人に示しながら、「会議で決定したので支払ってもらおう。」というので、審査請求人が処分の根拠を文書で示してほしいと言つても「会議で決定した」事だというのみで、審査請求人とケースワーカーとの主張は平行線のままであつたので、同席していたアシスタントから「経費の何が認められなくて、何が認められたのかきちんと説明すべきじゃないか」と言われたことで、ケースワーカーは審査請求人に見せた本件処分通知書はその場に置いたり、更に渡そうとはせず「一度持帰って領収書を整理してお返しします」と発言して帰った。
- (7) そして、その後の令和4年8月29日になって、領収書を「必要経費として認められるもの、認められないものを仕分けして」返却してきた。

これらのことを考え合せると、処分庁は、令和4年8月30日（本件処分通知書を請求人に対して発送した時）までは、審査請求人に対して本件処分を決定したものとして扱っていなかったとみなさざるを得ない。

本件において、審査請求人が主張しているのは、審査請求をすることが出来ることを知らなかったと言うことではなく、ケースワーカーが本件処分通知書を処分の相手方に直接渡さなくても、ケースワーカーが処分について話をしただけでも、処分を受けるものは処分を知ったことになり、3か月の審査請求期間起算日は始まるということを知られていなかったことである。

審査請求期間の起算日となる「審査請求人が本件処分を知った日」が令和3年7月29日となるという取扱いであれば、本件処分通知書を受け取らなくても、その日が審査請求人が本件処分を知った日になり、審査請求期間の起算日になることを明確に教示す

べきであり、それをしなかった事は、行政処分不服審査制度の趣旨に反する重大瑕疵であるから、処分庁の主張は認めるべきでない。

- (8) 審査請求人はケースワーカーの電話連絡の内容と、納得のいかない説明に精神的に追い詰められていた。

審査請求人は、なぜ化粧品が必要経費で認められないのか、人件費が認められないのかなど指導の根拠となる法律の条例や実施要項がどこに書いてあるのか、その際行政手続条例に従って指導の内容を文書で出してもらいたいと繰り返し要求している。

さらに、令和4年9月8日付け文書によって、回答を求めている。これに関し、生活保護課は一切の要求を退け、単に「会議で決定したことであるから」と繰り返すのみであった。

また、審査請求人が化粧品を必要経費だと認めてもらうべく提出した資料（令和2年5月7日に提出した資料）、令和2年2月に提出した資料を出席者全員にコピーし配布し、熟読した上に検討したものか疑わしい。

理由は、カラー写真付きで普段使用の化粧品とパフォーマンスで使用した化粧品とを全て並べ、比べているからである。この資料を読んで客観的な根拠が認められないとするならば、逆にどのような資料を提出すれば良いのかご提示いただきたい。

また、出席者が役職名なので不明だが、出席者に実際に化粧品を使用する女性の意見が反映されているのかも疑問である。また、領収書はA4用紙60枚、69点におよび、それを50分間の会議で全てに目を通し必要経費である、無いと選別したとは考えにくい。

以上のことから、処分庁の主張する診断会議自体の信用性に疑問を呈する。

今回このような事態になった原因は、審査請求人が令和2年2月から繰り返し主張してきた処分の正当性・理由・根拠の説明を明確にして欲しいとの要求に対し、ケースワーカー（生活保護課）が適切な文書による回答をしなかった事にある。

これに対し、ケースワーカーは適切な文章による回答をすべきであった。

審査請求人は1997年から続けてきた美術活動の中で、化粧品代金が経費であるのは当然の事として認められ、処理されてきたという経験を持っている。それは一度や二度の事ではなく、国内外数多くの展覧会に招聘され参加してきた中で常に認められてきた、いわば常識のようなものである。本件展覧会への参加・出演を就労と認めている以上、経費の認定にあたっては就労先の業態や業界での経費取り扱いを参照し、それに沿った形で判断を下すのが当然である。該当する物品等が一般生活の範疇にも存在するというだけで、就労内容・業態や業界通例を吟味もせず、審査請求人の再三の訴えや提出した資料を黙殺する形で一方的に決定を下すのは甚だ不当であり、到底納得できるものではないと審査請求人は強く主張する。

- (9) 処分庁は、「審査請求人が『必要経費』と主張するに当たり提示してきた根拠というものには『実際にパフォーマンスの用途でのみ使用した』という審査請求人本人の供述である。領収証そのものは審査請求人が化粧品を購入した事実を証するにとどまり、『パ



パフォーマンスの用途でのみ使用した事実』との関係では根拠になるものではない」旨主張するが、この主張に対し、審査請求人は処分庁におかれては果たして審査請求人が令和2年5月7日生活保護課への提出書類を見分したのであるかと疑問に思わざるを得ない。ここには、審査請求人がパフォーマンスの際使用した化粧品と使用経過と使用方法・その残量など、写真とともに詳細に説明しているものであり、これによれば審査請求人が、これらの化粧品を実際に『パフォーマンスの用途でのみ使用した』事実は明白である。

- (10) 必要経費の認定には、その物の本来的使用目的が芸術活動を想定した物に限られるものではなく、それ以外の物であっても実際に専ら芸術活動のために使用されたか否かによって決定すべきである。本件の場合、審査請求人が本件の化粧品類を専ら芸術活動である「パフォーマンスの用途でのみ使用し」その他の用途には使用していない。

処分庁は、「当該化粧品類の用途が専ら芸術活動を想定したものではない」ことをもって、芸術活動以外にも使用している（あるいはその可能性がある）から必要経費に該当しないと結論付けており、処分庁は、事実に基づかず、かつ証拠に基づかない論理の飛躍がある。

2 処分庁の主張

処分庁の主張は、本件審査請求の却下又は棄却を求めるもので、その理由を要約すると、次のとおりです。

(1) 本件処分の審査請求期間を徒過していること

審査請求人が本件処分について知った日は、担当ケースワーカーが返還決定の内容について説明を行った令和3年7月29日であり、本件処分の審査請求期間はその翌日から3か月であるため、既に審査請求期間を徒過している。

行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項により、審査請求期間は「処分があったことを知った日の翌日から起算して3月」と定められている。処分があったことを知った日については、「処分の内容を知りながら処分書の受領を拒絶した場合…（中略）…は、処分があったことを知ったもの」（室井力・芝池義一・浜川清（2006）『コンメンタール行政法Ⅱ行政事件訴訟法・国家賠償法第2版』、日本評論社、217頁より引用。）とされる。

本件処分の内容については、担当ケースワーカーが家庭訪問した令和3年7月29日に、審査請求人に本件処分通知書を見せながら本件処分の内容を説明している。ここで審査請求人は、本件処分が令和3年4月20日付けで決定されたことを知り、その上で内容に納得がいけないとの理由により、本件処分通知書を受け取らなかったものである。

よって、審査請求人が本件処分があったことを知った日は令和3年7月29日であり、審査請求期間はその翌日の令和3年7月30日から3か月である。

審査請求人は「なぜ化粧品代が経費と認められないか説明を求めたところ「領収書を精査する」と言われた」と主張しているが、担当ケースワーカーは「領収書を精査する」との発言はしておらず、本件処分は決定したものとして通知している。そのため、審査

請求人のいう「本件処分通知書は保留されていた。」との事実は認められない。

また、審査請求人は「本件処分通知書を渡されましたが、（備考）は読んでおりません。」との主張をしているが、前述のとおり、処分の内容を知った日が令和3年7月29日であることは変わりなく、本件処分通知書の備考欄を読んでいないとの主張は審査請求期間の起算日が令和3年7月30日であることに影響しない。

なお、審査請求人に対して1年に1回交付している「生活保護のしおり」には、保護の決定に納得がいけないときにはその決定を知った日の翌日から3か月以内に福岡県知事あてに不服を申し立てることができる旨を記載しており、本件処分通知書をすべて読んでいなかったとしても、北九州市小倉北福祉事務所（以下「小倉北福祉事務所」という。）の決定に対して不服申立ての権利があることは審査請求人に示されている。

審査請求人は、令和3年7月29日に本件処分通知書を持参した担当ケースワーカーが「領収証を精査する」旨の発言をしたことをもって、本件処分が保留されたことを主張する。当発言の存否自体争うものではあるが、仮に当発言があったとしても、それは処分の理由の詳細をおって報告する趣旨の発言と解するのが自然である。処分庁の意思決定手続を経たものである処分の効力といった重大な事柄を、本件処分通知書を持参した当該担当ケースワーカーの一存で停止させる旨の決定をしたものと捉えるのは不自然・不合理である。なお、担当ケースワーカーが本件処分通知書を持ち帰ったのは、審査請求人がその受領を拒んだからに他ならず、担当ケースワーカーにおいて自発的に交付を差し控えたからではない。

以上から、審査請求人において令和3年7月29日に本件処分があったことを知り、その翌日から3か月が徒過したことは揺るがないのだから、審査請求期間を徒過したことを理由に本件審査請求を却下すべきである。

(2) 本件処分の内容及び理由

処分庁としては前項のとおり審査請求期間を過ぎているため却下されるべきと主張するが、たとえ審査請求期間内であっても、次のとおり本件審査請求は理由がないため棄却されるべきである。

ア 本件処分の内容

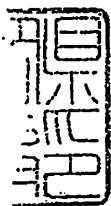
本件処分は、審査請求人が受領した本件展覧会出演に伴う謝礼金について、法第63条に基づき、処分庁が審査請求人に支弁した保護金品に相当する金額を返還するよう費用返還決定処分を行ったものである。

イ 本件処分の理由

(ア) 本件処分の根拠規定

法による保護（以下「保護」という。）に関する事務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第9項に規定する法定受託事務であって、法令又は国からの通知に従って遂行しなければならない。本件処分は、法第63条の規定に基づき行ったものである。

本件処分の要件について、法第63条によると、「被保護者が、急迫の場合にお



いて資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」と定めている。

本件処分に当たっては、処理基準として保護の補足性と、基準及び程度の原則がある。保護の補足性について、法第4条に「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と明示されている。また、基準及び程度の原則について、法第8条第1項では「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」と定めている。

「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第10において、「保護の要否及び程度は、原則として、当該世帯につき認定した最低生活費と第8によって認定した収入（以下「収入充当額」という。）との対比によって決定すること。」とされている。

また、「生活保護問答集について」（平成21年3月31日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）第10の1において、「収入充当額が最低生活費に満たない場合に保護要と判定され、その不足分が扶助される」としている。

処理基準として保護の補足性と、基準及び程度の原則について、要保護者からなされた収入申告において収入があった場合は、収入認定を行い、保護費の調整を行う必要がある。

就労収入の取扱いについては、次官通知第8の3の(1)のアの(ア)において「官公署、会社、工場、商店等に常用で勤務し、又は日雇その他により勤労収入を得ている者については、基本給、勤務地手当、家族手当及び超過勤務手当等の収入総額を認定すること」とされ、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日付け社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第8の1の(1)により詳細な定めがある。

次官通知第8の3の(4)では、「勤労収入を得ている者については、勤労に伴う必要経費として基礎控除額表の額を認定すること。」と定めている。

次官通知第8の3の(1)のアの(イ)では必要経費について、次官通知第8の3の(4)に定める勤労に伴う必要経費のほか、「社会保険料、所得税、労働組合費、通勤費等の実費の額を認定する」とこととされている。

また、問答集第8の4において、控除には通勤交通費、社会保険料、事業収入に係る原材料購入費等、当該収入を得るのに直接必要な経費を控除する実費控除と、勤労に伴って増加する生活需要を補てんするための必要経費として位置づけられる

基礎控除を定めている。

(イ) 本件審査請求に対する意見について

本件審査請求の争点は、必要経費の対象範囲にあるが、次の理由によって本件処分は適法である。

- a 審査請求人は、化粧品等の美容用品購入費及び美容室代金については、審査請求人の作品を適切な形で発表するために必要なものであり、日常生活での私的利用のためではなく、また、当該経費は本件展覧会主催者から認められているものであり、すべて必要経費であることは明らかであるという旨の主張をしている。

化粧品類は、パフォーマンスの為にだけに使用するもので、特殊メイクの意味合いが強く、日常での使用には向いていないと主張する。しかし、提出された領収書等から購入した品目をみると、いずれの品も日常生活において一般的に使用するものと何ら変わらず、審査請求人のようにパフォーマンスに特化して使用するものとする客観的な根拠は認められない。

よって、基礎控除として賄うべきものである。

美容室代金についても、勤労に伴う生活需要の増加と解され、基礎控除として賄うべきものである。

化粧品等の美容用品購入費及び美容室代金は、本件展覧会主催者から必要経費として認められていると主張する。しかし、保護の収入認定における必要経費は、保護の実施要領に基づいて検討し認定するものであり、本件展覧会主催者が必要経費として認めることを根拠にするわけではない。主催者が認定する必要経費と保護の収入認定における必要経費とは、その判断の根拠を異にするものである。

- b 本件処分においては、2度のケース診断会議を開催し、審査請求人が必要経費であると主張する化粧品等の美容用品購入費及び美容室代金を除く、真に必要なやむを得ないと客観的に判断できるものに限り、必要最小限度の額である183,952円を必要経費として認定し、返還対象額から控除している。

- (3) 化粧品類については、基礎控除で賄うべきと処分庁は判断している。審査請求人が必要経費と主張するに当たり提示してきた根拠というものは、「実際にパフォーマンスの用途でのみ使用した」という審査請求人本人の供述である。領収証そのものは審査請求人が化粧品を購入した事実を証するにとどまり、「パフォーマンスの用途でのみ使用した事実」との関係では根拠になるものではない。客観的な根拠となりうるものを例示すれば、当該化粧品の用途が専ら芸術活動を想定している旨記載した当該化粧品のメーカーを名義人とする取扱説明書などがもしあれば、客観的根拠の一要素となりうる。しかし当然ながら、法や実施要領に基づいて事案毎に個別判断するものであり、掲記の資料らを提示すれば必ず必要経費と認められるといったものではない。

- (4) 化粧品類が必要経費に該当するか否かについては、令和3年4月20日に開催された返還協議会（以下「返還協議会」という。）において、検討を行った。

具体的には、返還協議会の資料作成時にインターネット等で今回の対象品の商品説明



や取扱説明書の有無などを確認し、また、同商品の使用目的について複数の女性職員への聞き取りを行い、当該化粧品類の用途が専ら芸術活動を想定したものではないことを確認した上で会議に諮っている。

- (5) 自立更生経費について、返還協議会にて、以下のとおり検討を行った。

本件処分は、本来、就労収入の認定によって処理すべきものであるが、当該収入が期間において2回に分けて入金されたり、審査請求人側で必要経費を証する書類の提出に時間を要したりした結果、収入認定可能な期間を徒過してしまったために法第63条を適用したものである。通常、就労収入の認定においては、基礎控除と必要経費等の控除を行うこととなっており、自立更生経費の認定は行わない。

なお、返還金・徴収金検討票において自立更生経費の検討が「済」となっているのは、上記のとおり、同経費の認定を行わない旨の確認したことの意をもって記載しているものである。

また、自立更生経費について審査請求人に対して説明は行っていない。説明を行っていないことから、審査請求人からの主張はない。

理 由

1 認定した事実

審理関係人の主張及び審理関係人から提出された証拠書類等から次の事実が認められます。

- (1) 平成30年6月4日、処分庁は審査請求人に対し保護を開始したこと。
- (2) 同年7月5日付け及び令和元年7月5日付けで、審査請求人は、収入申告義務等を記した「生活保護法第61条に基づく収入の申告について」（以下「法第61条確認書」という。）について、説明を受け、理解した旨、署名・捺印した上で、処分庁に提出したこと。
- (3) 令和2年1月17日、小倉北福祉事務所の職員が家庭訪問した際に、審査請求人から本件展覧会に令和元年12月14日、15日、21日、22日の4回出演し、謝礼等があるとの申し出を受け、これに対し小倉北福祉事務所の職員から、適正に収入申告するよう指導したこと。
- (4) 令和2年1月24日、小倉北福祉事務所の職員は、家庭訪問した際に、収入申告書を提出するよう指導したこと。
- (5) 同月28日付けで、審査請求人から、収入申告書（令和元年10月から同年12月分まで）が提出されたこと。当該収入申告書の同年11月の総収入及び必要経費の欄には215,496円と記載されていること。
- (6) 令和2年3月27日、処分庁は、ケース診断会議を実施し、本件展覧会の必要経費について検討したこと。審査請求人に支払われた報酬のうちパフォーマンスに必要不可欠なもののみを必要経費として認定することとし、アシスタントへの謝礼については、今



後、根拠資料又は計算書等の提出があれば、必要経費として認定することとしたこと。

(7) 同年4月17日、小倉北福祉事務所の職員は、審査請求人に架電し、ケース診断会議の結果を伝えたこと。審査請求人は精神疾患を患っており記憶障害等があるため文書での指導を希望したが、小倉北福祉事務所の職員は、できない旨を伝えたこと。また、アシスタントへの謝礼については根拠資料等の提出期限を同年5月6日とし、その後、返還金として処理すると説明したこと。

(8) 同年8月26日、小倉北福祉事務所の職員が家庭訪問した際に、収入申告書（令和2年1月から同年7月分実績及び同年8月分見込み）の提出を受けたこと。審査請求人は、本件展覧会の報酬後払い分164,504円を令和2年2月に受領したと申告したこと。

また、小倉北福祉事務所の職員は、収入申告について説明し、審査請求人から法第61条確認書の提出を受けたこと。

(9) 令和3年4月14日、本件展覧会の必要経費について、処分庁は、2回目のケース診断会議を実施し、審査請求人に支払われた報酬における必要経費について、アシスタントへの謝礼、機材等の購入費について必要経費の追加分として認定したこと。

(10) 同年4月20日、処分庁は、返還協議会を開催し、法第63条に基づく返還決定を行ったこと。なお、同日付けの返還金・徴収金検討票において、自立更生経費の検討は「済」、認定は「無」と記載されていること。また、同月21日付けで返還対象額を144,448円（以下「本件返還対象金」という。）とする本件処分通知書を作成したこと。

(11) 同年7月29日、小倉北福祉事務所の職員は家庭訪問した際、審査請求人に対し、収入を得た際は申告するよう指導し、審査請求人から法第61条確認書の提出を受けたこと。また、審査請求人に本件処分における返還額について伝えたところ、必要経費として申し出た項目が認められていないことに納得がいかないと主張し、履行延期申請書も今日の時点では書かないとのことで、審査請求人に本件処分通知書を交付しなかったこと。

(12) 小倉北福祉事務所の職員は、令和4年8月29日以降に審査請求人に令和4年8月29日付け文書を送付したこと。令和4年8月29日付け文書には、必要経費として認められるものと認められないものを仕分けして送付していること、返還金額は144,448円であること、不明な点があればケースワーカーまで連絡するように等が記載されていること。また、令和4年8月30日に小倉北福祉事務所の職員は、必要経費として認められるものと認められないものを領収書に明記し審査請求人に返却したこと。

(13) 同年10月18日、審査請求人は本件審査請求を提起したこと。なお、本件審査請求書には、審査請求に係る処分のあったことを知った日として、令和4年8月29日と記載されていること。

2 本件処分に係る法令等の規定について

(1) 日本国憲法第25条第1項は、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と定め、これを受け、法第1条は「この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に

応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする」と定めています。

- (2) 法第4条第1項は、保護の補足性に関し、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる旨を定めています。
- (3) 法第8条第1項は、保護の程度について、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする」と規定し、同条第2項は、前項の基準について、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、かつ、これをこえないものでなければならないと規定しています。
- (4) 法第61条は、被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があつたときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所にその旨を届け出なければならない旨を定めています。
- (5) 法第63条は、被保護者が急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない旨を定めています。
- (6) 保護の実施に係る事務は、地方自治法第2条第9項第1号に規定する法定受託事務であり、当該事務は、法令のほか、次官通知、課長通知等に基づいて行われています。これらの国からの通知は、地方自治法第245条の9第1項及び第3項の規定による処理基準と位置づけられています。

そのほかにも生活保護担当職員用の手引きとして問答集が出されており、これも活用しながら、生活保護の事務が行われています。

- (7) 次官通知第8の3の(1)のアの(7)は、官公署、会社、工場、商店等に常用で勤務し、又は日雇その他により勤労収入を得ている者については、基本給、勤務地手当、家族手当及び超過勤務手当等の収入総額を認定することとしています。

また、同(4)は、勤労収入を得るための必要経費としては、次官通知別表の基礎控除額表によるほか、社会保険料、所得税、労働組合費、通勤費等の実費の額を認定することとしています。

- (8) 問答集問13の5の答の(2)は、保護金品の全額を返還額とすることが当該世帯の自立を著しく阻害すると認められるような場合については、次の範囲においてそれぞれの額を本来の要返還額から控除して返還額を決定する取扱いとして差し支えないことを定めています。

ア 盗難等の不可抗力による消失した額（事実が証明されるものに限る。）

イ 家屋補修、生業等の一時的な経費であつて、保護（変更）の申請があれば保護費の支給を行うと実施機関が判断する範囲のものにあてられた額（保護基準額以内の額に

限る。)

ウ 当該収入が、次官通知第8の3の(3)に該当するものにあつては、課長通知第8の40の認定基準に基づき実施機関が認めた額（事前に実施機関に相談があつたものに限る。ただし、事後に相談があつたことについて真にやむを得ない事情が認められるものについては、挙証資料によって確認できるもの限り同様に取扱い差支えない。）

エ 当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途にあてられたものであつて、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上認容される程度として実施機関が認めた額。

なお、次のようなものは自立更生の範囲には含まれないものである。

① いわゆる浪費した額

② 贈与等により当該世帯以外のためにあてられた額

③ 保有が容認されていない物品等の購入のためにあてられた額

オ 当該収入があつたことを契機に世帯が保護から脱却する場合にあつては、今後の生活設計等から判断して当該世帯の自立更生のために真に必要と実施機関が認めた額。

(9) 行政不服審査法第18条第1項は、審査請求期間について、「処分についての審査請求は、処分があつたことを知った日の翌日から起算して3月（当該処分について再調査の請求をしたときは、当該再調査の請求についての決定があつたことを知った日の翌日から起算して1月）を経過したときは、することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。」と定めています。

3 判断

(1) 審査請求期間の徒過について

処分についての審査請求は、処分があつたことを知った日の翌日から起算して3月を経過したときは提起することができないこととされています（行政不服審査法第18条第1項本文）。

「処分があつたことを知った日」とは、処分があつたことを現実を知った日のことで、当事者が処分があつたことを抽象的に知り得べき状態に置かれた日ではないが、社会通念上処分があつたことが当事者の知り得べき状態に置かれたときは、特別の事情がない限り、処分があつたことを知ったものと解すべきものとされています（最高裁第一小法廷昭和27年11月20日判決・民集6巻10号1038頁）。

審査請求人は、令和3年7月29日に、本件処分通知書を渡され、なぜ化粧品代が経費と認められないのか説明を求めたところ、領収書を精査すると言われ、生活保護課からの回答を待っていた旨、主張しています。

一方、処分庁は、本件処分の内容については、担当ケースワーカーが家庭訪問した令和3年7月29日に、審査請求人に本件処分通知書を見せながら本件処分の内容を説明している。ここで審査請求人は、本件処分が令和3年4月20日付けで決定されたことを知り、その上で内容に納得がいけないとの理由により、本件処分通知書を受け取らなかったものである。よって、審査請求人が本件処分があつたことを知った日は令和3年

7月29日であることから、本件処分の審査請求期間はその翌日から3か月であるため、既に審査請求期間を徒過している旨、主張しています。

本件についてみると、令和3年7月29日、担当ケースワーカーが家庭訪問し、審査請求人に本件処分における返還額について伝えています。審査請求人に本件処分通知書を交付しなかったことが認められます。

また、小倉北福祉事務所の職員は、必要経費として認められるものと認められないものを仕分けして送付していること等が記載された令和4年8月29日付け文書を令和4年8月29日以降に審査請求人に交付したこと及び令和4年8月30日に必要経費として認められるものと認められないものを領収書に明記し審査請求人に返却したことが認められます。

小倉北福祉事務所の職員が、令和3年7月29日に本件処分通知書を交付しなかったこと並びに令和4年8月29日付け文書を令和4年8月29日以降に審査請求人に交付したこと及び令和4年8月30日に必要経費として認められるものと認められないものを領収書に明記し審査請求人に返却したことからすると、審査請求人の主張どおり、本件処分について領収書を精査し、令和4年8月29日以降に、あらためて本件処分の内容について回答したものと認めるのが相当です。

このことからすると、令和3年7月29日に、本件処分通知書は審査請求人に到達しておらず、社会通念上処分があったことを当事者が知り得べき状態に置かれたとみなすことができません。

よって、審査請求人が本件処分があったことを知った日は、改めて小倉北福祉事務所の職員が本件処分の内容について回答した令和4年8月29日以降であり、本件審査請求は、その翌日から起算して3か月を経過しないで行われたと認められます。

したがって、本件審査請求は審査請求期間を徒過しているものとは認められないことから、本件審査請求は却下されるべきであるとする処分庁の主張を採用することはできません。

(2) 法第63条に基づく返還金の決定について

法第63条は、被保護者は、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに返還しなければならないとしつつも、その返還すべき額は、その受けた保護金品全額とはせず、これに相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額としており、被保護者に返還させる金額の決定について、保護の実施機関に一定の裁量を与えています。

これは、本来支弁されるべきではなかった保護金品の返還について定めるものであるから、不当利得法理や公金の適正執行という観点からは、全額返還とされるはずのところ、保護金品の一部が被保護者の自立及び更生に資する形で使用された場合には、その返還を免除することが、被保護者の自立及び更生を助長するという生活保護制度の目的にかなうという趣旨によるものと解されています（福岡地裁平成26年2月28日判

決・賃金と社会保障1615・1616号95頁)。

また、問答集問13の5の答の(2)には、法第63条の運用について、同条に規定する保護金品の全額を返還額とすることが当該世帯の自立を著しく阻害すると認められる場合については、当該世帯の自立更生のためにやむを得ない用途に充てられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として実施機関が認めた額の範囲において、その額を本来の要返還額から控除して返還額と決定する取扱いをして差し支えない旨が示されているところ(同(2)のエ)、これは、上記趣旨を示したものと いえます。

このような法第63条の趣旨等によれば、保護の実施機関が返還額決定について有する裁量は、全くの自由裁量ではなく、当該世帯の自立更生のためにやむを得ない用途に充てられた金品及び充てられる予定の金品(自立更生費)の有無、地域住民との均衡、その額が社会通念上容認される程度であるかどうか、全額返還が被保護者の自立を著しく阻害するか等の点について考慮すべきものであり、その裁量権の行使が逸脱濫用に当たるか否かの判断においては、その判断が裁量権の行使としてされたことを前提とした上で、その判断要素の選択や判断過程に合理性を欠くところがないかを検討し、その判断が、重要な事実の基礎を欠くか、又は社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものと認められる場合には、裁量権の逸脱又は濫用として違法となると解すべきです(最高裁第三小法廷平成18年2月7日判決・民集60巻2号401頁参照)。

本件処分について、審査請求人は、「パフォーマンスの際使用した化粧品について、パフォーマンスの用途でのみ使用した事実は明白であり、必要経費として認定されるべきである。また、本件返還対象金は、審査請求人が美術作品について主催者から支払われた発表に必要な経費の一部である」と主張しています。

一方、処分庁は、「当該化粧品類の用途が専ら芸術活動を想定したものではないことを確認し、必要経費に該当しないと判断した。通常、就労収入の認定においては、基礎控除と必要経費等の控除を行うこととなっており、自立更生経費の認定は行わない。返還金・徴収金検討票において自立更生経費の検討が「済」となっているのは、上記のとおり、同経費の認定を行わない旨の確認したことの意をもって記載しているものである。また、自立更生経費について審査請求人に対して説明は行っていない」と主張しています。

これは、処分庁が、就労収入の認定において基礎控除と必要経費等の控除を行うこととなっていることとの均衡から、法第63条の規定に基づく保護費返還決定において自立更生経費の認定は行う必要はないと判断した旨を述べていると思われます。

しかし、法第63条の趣旨等によれば、保護の実施機関が返還額決定について有する裁量は、全くの自由裁量ではなく、自立更生費の有無等の点について考慮すべきものといえます。

加えて、法第63条に基づき返還させる金額の決定において控除が認められる自立更生費については、収入認定除外の場合の自立更生費の範囲(問答集第13の5答の(2)ウ)



を超えて控除する余地があります（問答集第13の5答(2)エ参照）。

また、当該化粧品類がパフォーマンスの用途でのみ使用したのであれば、それが専ら芸術活動を想定したものではないものであったとしても、本件展覧会を実施する上での必要経費として認められるかにかかわらず、少なくとも、審査請求人が自立更生のためのやむを得ない用途に充てられた可能性は否定できません。

しかし、本件において、処分庁は、当該化粧品類が自立更生費として認められる可能性があったにもかかわらず、本件処分に際して、自立更生費の認定は行わないと即断しています。

したがって、処分庁は、本件処分の返還対象額を判断するに当たり、必要経費に該当するかのみでなく、自立更生費に該当するかについても、検討すべきであったと認められます。

以上のことから、処分庁が本件処分において行った判断は、本来の要返還額の全額を返還額とすることが審査請求人の自立を著しく阻害するか否かについて十分に検討した上で行われた合理性のある判断であるとは認められず、その判断において、裁量権の逸脱又は濫用があると認められるため、違法な処分であると判断されます。

したがって、その余の点を審理するまでもなく、本件処分は違法又は不当と認められます。

以上のとおり、本件審査請求には理由があるので、行政不服審査法第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決します。

令和6年2月26日

福岡県知事 服部 誠太郎
(保護・援護課 保護指導係)

